

## 新規届出申請業者 各位

「貴金属製品品位証明依頼業者届出書」及び「印鑑届」(※)に必要な事項を記入・押印の上、貴金属製品の製造又は販売業者である証明書類として、次のうちいずれか一つを添付して提出して下さい。

### 〔法人の場合〕

- ① 法人設立届出書（写）
- ② 会社の登記簿謄本（写）
- ③ 会社の定款（写）
- ④ 青色申告の承認申請（写）
- ⑤ 給与支払事務所の開設届出書（写）

### 〔個人の場合〕

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書（写）
- ② 「納品書」「注文書」など、貴金属製品の取引を証明できる書類（写）

(※)「印鑑届」は依頼書に使用する印鑑の印影を登録するものです。依頼者が特定できれば特に、実印や社印でなくても結構です。

ご不明な点は、下記へお問い合わせ下さい。  
造幣局さいたま支局 事業調整課 管理係  
〒330-0835

さいたま市大宮区北袋町 1-190-22

TEL 048-645-5939

FAX 048-645-5996